研究 NO. 2322

台湾・亭仔脚における街並みの保存活用と賑わい創出に関する研究

―建物の価値基準，計画制度，運用体制，実態の視点から―

主査　脇坂　圭一[*1]
委員　土屋　和男[*2]

台湾の商店街の街路沿いに見られる公共用歩廊である亭仔脚に着目し，1）歴史的景観と経済活動・都市開発との両立，2）歴史的建造物の活用による住民・市民の意識，3）容積移転制度と都市再生前進基地の運用，4）亭仔脚の使われ方の実態を調査し，台湾における取り組みから日本の防火建築帯，防災建築街区の更新に向けた示唆を得ることを目的とした。結論として，亭仔脚の現代的価値を明らかにすると共に，制度の柔軟性，市民の意見を施策に反映する仕組み等を見いだした。一方で，ジェントリフィケーション，オーセンティシティ等の問題があることが明らかになった。

キーワード：１）亭仔脚，２）迪化街，３）アーケード，４）商店街，５）文化資産保存法，
６）文化創意産業発展法，７）容積移転制度（TDR），８）都市再生前進基地（URS），９）防火建築帯，１０）防災建築街区

A STUDY ON THE PRESERVATION AND UTILIZATION OF STREETSCAPE AND THE CREATION OF LIVELINESS IN TING-A-KAH, TAIWAN

- From the viewpoints of value of buildings, planning system, operation system, and actual conditions -

Ch. Keiichi Wakisaka
Mem. Kazuo Tsuchiya

This study focuses on Ting-a-kah, a public-use walkways along shopping streets in Taiwan. We researched 1) the compatibility of historical landscapes with economic activities and urban development, 2) residents' and citizens' awareness through the use of historical buildings, 3) the operation of the TDR and URS, and 4) the actual usage of Ting-a-kah. The purpose was to obtain suggestions for the renewal of fire-preventive building zones and disaster-prevention building districts in Japan from the efforts in Taiwan. We found the contemporary value of Ting-a-kah, the flexibility of the system, and a mechanism to reflect citizens' opinions in policies.

1.　はじめに

1.1　背景および目的

筆者らは，戦後期に「都市の不燃化」を主な目的として日本各地の中心市街地に帯状に建設された防火建築帯，防災建築街区を対象として，老朽化・陳腐化する建物群の価値評価と更新手法について検討を行ってきた。具体的には，1）道路と建物の関係からみた空間構成の特徴，2）近世から近代への区画の変遷，3）用途の変遷と改修からみた空間構成の許容性，4）アーケードにおける歩行者のアクティビティ，5）事業者（所有者）の意識調査，などを通して，その更新がどうあるべきか，建替，リノベーション・コンバージョンのいずれの可能性も見据えつつ考察を行ってきた[文1)]。

この間，静岡県沼津市町方町の防火建築帯であるアーケード名店街（竣工 1954 年）の計画過程において，台湾の亭仔脚を参照したことを示す資料を見いだした。亭仔脚とは，店舗前に設けた庇下のアーケード空間である。これを受けて筆者らはこれまでに，亭仔脚の空間構成に関する計測およびヒアリング等の調査を行った[文2)]。日本統治期に形成された亭仔脚であるが，職住近接の空間構成，軒下のヒューマンスケールな幅・高さ，歩行者動線でありながら店舗の延長ともなる用途の曖昧さ，私有地でありながら公共歩廊としての役割も担う所有と管理の二重性，個々の店舗の個性を許容しながら商店街全体として感じられる統一感など興味深い特徴を示している。そしてこれらは現在，都市における資源と見なされ，文化財制度と容積移転制度（TDR）により保全が図られ，さらに自治体が取得した物件を都市再生前進基地（URS）として都市賦活の拠点としていることを知った。

これらを踏まえ，本研究では亭仔脚において，1)都市の歴史的景観を継承しつつ，経済活動・都市開発との両立をどのように図るのか（文化財としての評価，制度の

[*1] 静岡理工科大学　理工学部建築学科　教授，[*2] 常葉大学　造形学部造形学科　教授

メカニズム)，2)保存のみではなく活用することで住民・市民が歴史的建造物を継承しようとする意識が高まっているのか（住民意識の変化)，3)容積移転制度と都市再生前進基地の運用（体制と実態)，4)亭仔脚の使われ方の実態（効果と課題）について，現地調査とヒアリングによって調査し,亭仔脚の現代的価値を明らかにすると共に,台湾における取り組みから防火建築帯，防災建築街区の更新に向けた示唆を得ることを目的とした。

1.2 既往研究と本研究の位置付け

日本統治時代の亭仔脚に関する建築史,都市史研究は，郭，堀込(1977) [文3)]による成果を嚆矢とし，越沢(1987) [文4)]，黄，泉田(1990,1994) [文5)文6)]，西川，中川(2014) [文7)]等による多くの蓄積がある。台湾以外のアジアにおける類似した都市装置についての研究は，茂木(1991) [文8)]による成果等がある。

台湾の文化財建造物保護に関する研究では，宮畑(2015,2017) [文9)文10)]によるものが重要である。

本研究の主たる調査対象地である台北市大稲埕迪化街の建築とその保存については李(2001) [文11)]による成果があり，この地区の都市計画による容積移転制度については，林(2007) [文12)]，柏原ら(2015) [文13)]，蕭ら(2017,2019) [文14)文15)]による成果等がある。また，都市再生前進基地については林(2011) [文16)]が言及している。

本研究では，亭仔脚の保全と活用に関して，現地の自治体へのヒアリングと，TDR と URS の現場における実態を把握することにより，開始からそれぞれ 27 年，14 年を経た施策に対する自治体の現状認識を把握する点，および，亭仔脚の使われ方の観察，図化から価値を析出する点で，既往の研究とは異なる視座を有する。

2. 建造物の保全に関する歴史的経緯と文化財制度

2.1 日本統治時代における亭仔脚

亭仔脚（騎楼）[注1)]とは，地上の店舗前に設けた庇下または上階下の幅数メートルの歩行者用空間を指す。広義のアーケードの一種であるが,全蓋式のものとは異なり，片側が店舗，片側が道路に面し，道路側は柱で支える柱廊である[注2)]。こうした空間は台湾だけでなく，東南アジアから華南にかけて広く分布が見られ，強い雨，強い日射，路上の泥濘，自動車交通等から歩行者や商品を守る役割がある。

台湾における亭仔脚は,日本統治時代の 1900(明治 33)年に公布された「台湾家屋建築規則」で設置が義務付けられた[注3)]。その後，各地で決定，実施された市区改正事業において，街路の拡幅，整備が行われ，これに伴い沿道の建物が新築ないしは改修される中で，亭仔脚の連続する街並みが形成されていった[注4)]。「台湾家屋建築規則」は 1936（昭和 11）年の「台湾都市計画令」公布まで使用され，亭仔脚を設置すべき前面道路の幅員と亭仔脚の幅は地方長官が定めるとされていた。亭仔脚の設置は「台湾都市計画令」でも指定範囲内で義務付けられた。

亭仔脚のある景観は，街路の拡幅，整備と同時に形成された経緯から,ある時期に一斉に現れることとなった。したがって，建ち並ぶ建物の構造，仕上げ，意匠には共通性が生じることが大半である。道路に面して連続し，視覚的にリズムのある街並みをつくり，しばしば道路両側に形成される。これらは，隣地境界に空隙があり壁面線を道路から後退させた独立型の建物とは異なり，いわば一体化して街の顔となり，同時に連続した歩行者空間を提供する。こうした都市建築を街屋と呼び，個々の街屋は間口 4-6m 程度を標準とする[注5)]。現在，台湾各地に残るこの時代の亭仔脚をもつ街並みは老街と呼ばれ，一部は観光地となり，文化財としての認知も進んでいる。

2.2 現代における保全と活用

1)文化資産保存法における文化財の拡大・展開

台湾における文化財保護の基本法制は文化資産保存法である。**表 2-1** は建築物の保存，活用に関わる文化資産保護法の改正経緯を示したものである[注6)]。

表 2-1 文化資産保存法の改正経緯

改正年	建築物の保存・活用に関わる内容
1982 公布	建築物は古蹟の一部。古蹟は第一級，第二級，第三級に分かれる。
1997 第 1 次改正	私有古蹟の容積移転を認める規定を新設。
1997 第 2 次改正	1)古蹟を国定，直轄市定，県（市）定とする。2)指定においては内在する文化的意義を重視。
2000 第 3 次改正	1)歴史建築登録制度を新設。2)歴史建築に対する地価税，家屋税の減免措置を新設。
2005 第 5 次改正	1)目的を改正。「保存」から「保存及び活用」に，「中華文化の発揚」から「多元文化の発揚」に改正。2)私有文化資産に対する家屋税，地価税，相続税の減免措置を新設。3)容積移転の対象を，古蹟および歴史建築に拡大し，同一都市主要計画地区もしくは区域計画地区における同一直轄市，県（市）内の地区への移転を可能とする。
2011 第 6 次改正	容積移転について，内政部都市計画委員会の審議を経て，同一直轄市，県（市）のその他の主要計画地区への移転を可能とする。
2016 第 7 次改正	1)目的を改正。「文化資産保存への普遍かつ平等な参与権を保証」し，市民参加の機会を保証。2)古蹟の修復，再利用の過程における，説明会，公聴会，情報公開を行い，段階的な住民参加を義務化。3)建造物の指定，登録の対象を竣工後 50 年を超すものと明記。竣工後 50 年を超す公有建造物を処分する場合は文化資産価値の評価を義務付け。4)容積移転の際に主管機関が計算を行い，所有権者に通知することを義務化。5)古蹟の周辺における都市計画や周辺環境への配慮を義務化。

根本的な変更としては 2005 年の改正がある。ここで

は目的の条文が「保存」から「保存及び活用」に，「中華文化の発揚」から「多元文化の発揚」に改正された。前者は，日常的に使用されている建築物の保存や，遺構となった建築物の再生・活用を意味する。後者は 1997 年の憲法改正で導入された「多元文化」条項を踏まえたものであり，これにより原住民族，日本統治期以前の西洋文化，そして日本統治時代の近代建築等を含めた多様な文物を文化財とする法的な基盤がつくられた。記念碑的な建物だけでなく，日常的に居住，商業等に供されている建物にも対象が広がり，結果的に，亭仔脚をもつ街並みも台湾のアイデンティティーを示す文化財と認識されるようになったといえる[注 7)]。目的の改正は 2016 年にも行われ，文化財の保存，活用に市民参加の権利と義務が盛り込まれた。このことにより，街並みの保存等に関して一般市民の関わりが大きくなったと考えられる。さらに，2019 年には文化基本法が制定され，多元的な文化の発展を重視する方向性をより明確に表明している[注 8)]。

保存制度の拡大に関することとしては，2000 年の改正における歴史建築の登録制度新設が挙げられる。従来からの古蹟は日本の指定文化財，歴史建築は日本の登録有形文化財に相当するものとされ，登録制度の導入によって文化財として認識される対象建築物は格段に増えたと考えられる。2016 年の改正では，指定，登録の対象を，竣工後 50 年と定め，日本の基準と同様になっている。

保存に対する経済的補完措置としては，1997 年の改正において私有古蹟の容積移転（TDR）を認める規定が制定されている。この時点では限られた制度であったとされるが，文化財法制に容積移転という条項を設けた点，またその先駆性がきわめて重要である。容積移転は 2005 年の改正によって歴史建築にも適用が拡大され，移転先も拡大された。さらに 2011 年にも移転の方法と移転先を拡大している。しかしながら，その問題点や限界も指摘され，更なる改正が見込まれている。

2）文化創意産業発展法の制定

2010 年公布された文化創意産業発展法（文創法）は，「創意または文化蓄積に由来し，知的財産の形成と活用を通じて，富と雇用機会を創出する潜在力（3 条）」を期待したもので，こうした産業の育成と発展を国策として行うものである。国土が狭く天然資源が少ない台湾では，既存のもの，限られた資源でできるものの付加価値を高める必要がある。歴史的建築物はその資源のひとつであり，これを新たな形（リノベーション，コンバージョン）で見せることは文創のモデルケースとなる。これに基づき，既存の建築物を再生・活用し，そこに文創産業を導入することが積極的に行われている[注 9)]。台北の迪化街等では，近年，文創店が次々と開店しており，再開発によるのではない，既存の街並みを活かした都市の賦活につながっている。文創店の進出は，文化財としての保存とは別の視点から，亭仔脚をもつ街並みが活用される結果となっている。

3）保存運動と政策

台北市大稲埕地区，迪化街は，日本統治時代の老街を保存する先駆けとなり，また再生・活用のモデルを示した場所で，現在では若者や観光客で賑わう街としてよく知られている。**表 2-2** は建築物の保存運動と政策の変遷を整理したものである[注 10)]。

表 2-2　大稲埕地区，迪化街における保存と政策

年	建築物の保存に関わる事項と政策
1977	台北市政府『変更迪化街計画寛度案』で 7.27m の道路を 20m に拡幅する案を示す
1983	国立台湾大学都市計画研究室『台湾伝統長形連棟式店舗住宅之研究』（行政院国家科学委員会委託）
1988	道路拡幅着工，公共施設の建設に伴い建物が取り壊される，楽山文教基金会「我愛迪化街保存運動」開始，台北市都市計画委員会「特定専用区」の必要を認め，拡幅計画を一時中止
1989	楽山文教基金会，台湾大学城郷研究所『迪化街特定専用区現況調査及発展可行性研究』
1990	『大稲埕特定専用区初歩発展構想及都市設計之研究』
1992	77 棟を優先保存指定
1995	『新建工程原騎楼保固維修計画報告』台北市政府都市発展局，永楽市場ビルに迪化街工作室を設置，迪化街の亭仔脚と第一進を保存
1997	『大稲埕特定専用区整体発展計画』『迪化街一段景観計画』
1999	『大稲埕地区歴史建物示範維護計画案』
2000	『大稲埕歴史風貌特定専用区計画』『同細部計画』『同歴史性建築物認定作業要点』『同都市設計管制要点』『同容積移転作業要点』都市計画で容積移転（TDR）を採用，83 棟を優先保存指定
2003	『容積移転作業要点』修訂
2007	『容積移転作業要点』修訂
2008	『都市設計準則』修訂
2009	『容積移転作業要点』修訂
2018	『細部計画』修訂

1970 年代に道路拡幅の計画がつくられ，1988 年に建物が取り壊されたことが直接の契機となり，直ちに保存運動とそれを受けた政策が実行されたことがわかる。1980 年代後半から 90 年代にかけて住民意識と公共政策の転換が急速に進んだといえよう。李登輝総統時代の台湾の民主化と軌を一にしており，日本統治時代の遺物から台湾の歴史を示す遺産へと，価値観の変化が反映していると推測される。2000 年代以降は保存が既定の認識となり，活用，観光地化も進んだ。特定専用区内での容積移転制度も多用され，現在ではほぼ移転は完了しているという。現在，この地区を含む大同区内では 103 件が文化資産保存法に基づく「歴史建築」として登録されており，このうち 91 件が亭仔脚をもつ街屋である[注 11)]。

4)住民等の意識の変化

迪化街はもともと淡水河に面した河湊から荷揚げした米，茶，乾物等を扱う問屋街であり，日本統治時代には永楽町と呼ばれ大繁栄を遂げたが，その後の社会の変化に伴い時代遅れの古びた場所として認識されていたという。それが上記のように街屋が歴史的建築物と見なされ，保存・活用が進むとともに台北市内でもユニークな場所となった。古い建物を利用したカフェ，セレクトショップ等の文創店の展開によって，文化資産が気軽に立ち寄れる場所として認識されてきたといえる。

建物の所有者は，在住し続ける場合と，所有権のみを保持する場合とがあるが，文化財であっても凍結保存ではなく，市民にオープンにしてもよい空間として認知されてきている。住民の意識としても，価値の上昇による地域の印象向上や，地域としての一体感や誇りの醸成といったプラス面がある。

3. 計画的視点から見た制度の運用・体制・実態

本章では容積移転制度(TDR)，都市再生前進基地(URS)制度についてそれぞれ，1)現地で現況建物の状況を把握し，2)台北市政府都市発展局，文化局の職員，および中國文化大学の研究者らへ経緯，意義，仕組み等についてヒアリングを行った後，KJ 法を用いて言説のテキストにキーワードを与え，分析を行った（**表 3-1**）。

表 3-1 ヒアリング日時対象者・テキスト記号

日時	ヒアリング対応者	テキスト記号
2023年12月25日 AM	臺北市政府 都市發展局 林芝羽副總正工程司，孟明蓁正工程司，楊子嫻股長，都市更新處 鄭萬羽股長	UD
2024年9月4日 AM	東京大学都市工学専攻 蕭耕偉郎准教授，合同会社流動商店 三文字昌也共同代表	KS
2024年9月4日 PM	中國文化大學 建築及都市設計學系 鄭人豪助理教授(元・臺北市政府都市發展局正工程司)，駱又誠助理教授	CCU
2024年9月10日 AM	臺北市政府 文化局 文化資產科 邱雅亘科長，謝易汝聘用企劃師	CL

3.1 容積移転制度（TDR）に関する現況と認識

1）現況

歴史的建築の街並みを保全するために，地権者に対して上乗せ容積を提示する TDR では，出し地と受け地が設定され，容積の移転がなされる。出し地として，台北市内でも開発圧が高く，市政府として制度による保護が不可欠な歴史的景観が広がる地域として迪化街も含む大稲埕地区から 3 つの建築の現況を示すと共に，受け地が集中するエリアとして台北市北部の中山區樂群，士林区天山里，士林區天母東路の現況を示した。

〈出し地〉事例 1「黒美人」，事例 2「順天外科」は歴史建築に登録，事例 3「仁安医院」は市定古蹟に指定され，それぞれ，カフェ，レストラン，まちづくりセンターなど，開かれた空間となっており，それぞれの立面に見られる重厚な意匠は日本統治時代からの 100 年前後の街の歴史の証人になっている（**図 3-1**，**図 3-2**）。

図 3-1　台北市内の出し地および URS の位置図

図 3-2　TDR 出し地（一部抜粋）

〈受け地〉中山区楽群二路の事例 1，2，士林区天山里の事例 3，士林區天母東路の事例 4 では，奨励容積による加算も相まってそれぞれの事例は周囲の建物高さを大きく上回る傾向が見られるとともに，乾式の外部仕上げによる平滑さ，フルハイトの使用によるガラス面の強調，曲面を導入したダイナミックな造形など華美な意匠が強調される傾向が見られた（**図 3-3**，**図 3-4**）。

2）ヒアリングから見た市政府の認識

ヒアリング結果（**表 3-2**）から「都市景観の課題」や「空き屋とボーナス床」の施策の元，「文化財保護」「他地域での容積利用」「インフラ整備」が進められ，「地権者の同意」により「寄贈か公共的用途」を得て，「開

発圧」を解消する TDR の推進の結果，「現状認識」としては「バランスが取れた良い方法」とされた状況が見出された。また都市発展局としては，「グランドフロアへの生活の質を高める空間」の整備を目指していることが読み取れた。

図 3-3　TDR 受け地（一部抜粋）

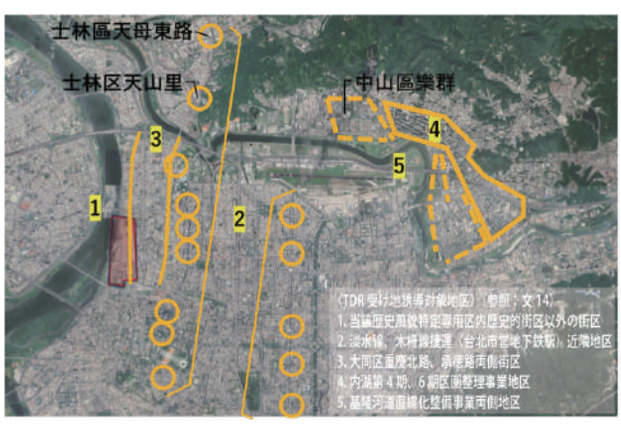

図 3-4 TDR 受け地

3.2　都市再生前進基地（URS）に関する現況と認識

1）現況

これまでに整備された URS は 11 箇所であるが，実際に稼働していたのは 7 箇所であった（**図 3-5**）。URS21 は URS 機能が停止され，国の部局が入居しており，URS86-9 と URS23，URS27M は閉鎖されていた。5 箇所が大稲程に立地し，4 箇所は歴史建築として登録されているほか，URS13 も歴史建築に登録されている建物群の一角に立地している。それぞれの用途は，歴史的・伝統的な街並みを保存しながら，新しい要素を取り入れて活用する文創の理念に沿って，さらにはコミュニティの場としての目的に合わせてコンバージョンされている。最初の URS である URS127 はギャラリー他として，URS44 はビジターセンターとして，URS155 はカフェ+ワークショップとして，

表 3-2　TDR に関するヒアリング結果

キーワード	記号	言説（ヒアリング内容）
都市景観の課題	CCU1-01	2010年に開催された花博に先だって、都市の景観を綺麗にする方法が大きな課題になっていた。
空き屋とボーナス床	CCU1-02	当時、壊れそうな空き家がたくさんあったが、更地にすると再開発のボーナス床がもらえなくなるので、空き家のままの方が地権者には得になる政策だった。
文化財の保護	UD1-01	ＴＤＲの目的は、1つ目は文化財を保存するため。
文化財保護と奨励容積	UD1-02	10階建程度の建物が建てられるが、文化施設を保存してくれるなら、もう少し容積をあげましょうというもの。
他地域での容積利用	UD1-03	2つ目は単独の建物として１つ１つ指定していくのでは無く、エリアで合計の容積率を把握し、他のエリアで利用できる方法。
インフラ整備	UD1-04	3つ目は土地のインフラで、道路をつくりたい時に、市政府の代わりに民間が道路を建設してくれれば、容積（率）を売るというもの。
地権者の同意	UD1-05	元の建築より高い価値の奨励容積を他のエリアで貰えるから、地権者は同意する。
指定容積率と実際の容積率	KS1-01	迪化街は全て商業地域で、指定容積は300～400%位だが、実際に使われているのは100～200%位のため、余剰の容積を飛ばせる計算。
開発圧とTDR	KS1-02	台北市では迪化街のようなエリアに力を入れて保存しないと、どんどん再開発されてしまうという開発圧があってこそのTDR制度。
寄贈か公共的用途の条件	CCU1-03	空き家を積極的に活用してもらうために、迪化街ではTDR後に建物を寄贈してもらうか、地権者がそのまま持っていても良いが公共的な用途に使う、というルール。
TDRの仕組み	CCU1-04	迪化街TDRが先にあって、地区全体を指定して、地区内の建物であればTDRができるという運用の仕組み。
TDRの現況認識	UD1-06	古い建物が多い大同区で容積を出し、受け地の大安区の繁華街で開発できると事業者にとって利点がある。保存側もそのまま保存できる。バランスがとれる良い方法。
案件数	UD1-07	台北市は都会のため、開発が活発に行われているので、容積移転の案件数がすごく多い。
他都市での状況	UD1-08	ＴＤＲは他都市でも、運用しようとすればできるが、台北ほど土地を獲得しようというところは多分ない。
地面の空間	UD1-09	容積奨励はもともとの所有者にあげたので、容積がない空間。

URS329 はレストランとして，URS27W は地域の偉人を紹介するギャラリーとして，URS13 はクリエイティブインキュベーターとして，それぞれに展示やイベントが企画され，あるいは建築の雰囲気に合った設えがなされ，賑わいを感じる空間として運営されていた。

2）ヒアリングから見た市政府の認識

ヒアリング結果（**表 3-3**）から「花博」を契機として「空き家問題」に目が向けられ，「再開発では無く再生」の視点から「都市のお灸」（**図 3-6**）を唱えた「キーパーソン」のもと「暫定利用」として「寄贈」され「所有」することになった「空き家」を活用する「ノウハウ」を得て「アート主導型」による「運用」が開始されたことが読み取れた。当初，「家賃無料」で「街に開放」する条件のもと「契約期間」と「審査の評価項目」が定められ，「効果」が見られたものの「コスト的体力」の課題があったため「入居条件の変更・改善」を行い，「現況評価」として上手く運営されていることがわかった。2020 年からは「文化局に移管」されたものの「市長への不満」が燻り，また「住民との思いのズレ」を認識して，「住民の意向」を把握している。

	No.	名称	用途（URS前）	用途（URS後）	所在地	竣工年	登録等級	所管（所有者）	入居者（委託管理者）	URS 開始日	現在の運営状況
1	URS127	玩藝工場	工場	展示ギャラリー・図書館・アートスペース	大同區迪化街一段127號		歴史建築	台北市政府都市発展局→文化局	維隆芸術	2010年5月	稼働中
2	URS44	大稻埕故事工房→大稻埕遊客中心	商店、住宅	大稻埕歴史資源普及センター→大稻埕ビジターセンター	大同區迪化街一段44號	1924年	歴史的建築	台北市政府都市発展局→観光伝播局	台湾歴史資源管理協会	2011年5月	稼働中
3	URS155	創作分享圈（創作共有サークル）	八百屋、漢方薬商店	珈琲ショップ、ワークショップ	大同區迪化街一段155號		歴史建築	台北市政府都市発展局→文化局	日家文化	2012年6月	稼働中
4	URS329	稻舍 RICE & SHINE	米穀店（精米工場、米倉庫）	米料理レストラン、展示室（一部2階）	大同區迪化街一段329號		歴史建築	台北市政府都市発展局→文化局	首侖創意、青睐影視	2014年	稼働中
5	URS27W	城市影像実験室（都市映像実験室）	洪九江邸・医院	展示ギャラリー	大同區延平北路二段27號		歴史建築	台北市政府都市発展局→文化局	蔣渭水文化基金會	2012年9月	稼働中
6	URS13	南港瓶蓋工廠（南港ボトルキャップ工場）	酒瓶蓋製造工場	展示・販売スペース（集思会展事業群）	南港區南港路二段13號		歴史建築	台北市政府都市発展局→産業発展局	集思会展事業群	2010年	稼働中
7	URS21	中山創意基地／Chung Shan Creative Hub	専売局倉庫、中山タバコ・酒類流通所（台灣省菸酒公賣局中山配銷處）→1999年閉鎖	クリエイティブインキュベーター（コワーキングスペース）	中山區民生東路一段21號		-	台北市政府都市発展局	忠泰建築文化芸術基金会→2014年移転	2011年	URS機能は停止、国家住宅及都市中心が入居
8	URS86-9	都市跨領域交流中心（都市領域交流センター）			中正區中華路一段89-6號		-	台北市政府都市発展局		2010年	閉鎖（2024年3月訪問時）
9	URS27	華山大草原	鉄道車庫跡地	広場（公園）	中正區林森北路27號他		-	台北市政府都市発展局		2010年6月	稼働中
10	URS23	天母白屋	米軍兵士宿舎	文化芸術活動拠点	士林區中山北路七181巷23號		-	台北市政府都市発展局	智邦藝術基金會	2014年	閉鎖（2024年3月訪問時）
11	URS27M	郊山友台	台北市水道局寮	陶芸、ギャラリー	士林區凱旋路27號		-	台北市政府都市発展局	拡散企画設計	2013年11月	閉鎖（2024年3月訪問時）

図 3-5 URS の諸元と現況外観

図 3-6 「都市のお灸」（文献 18 より転載）

一方で，「文創による地価高騰（ジェントリフィケーション）」「真実性（オーセンティシティ）」の担保が課題としてあげられた。

3.3 制度の推進に向けた自治体の姿勢

TDR と URS を運用してきた台北市政府都市発展局および文化局の現状認識を受け，施策を振り返っての自治体の認識や課題，今後に向けた取り組みについて整理した（**表 3-4**）。「社会実験的な試み」として実施された URS は，「文化拠点」「開かれた場」として地域に投入され，「ズレの認識」がありつつも「制度の不完全性」を受け止め，「事例ごとの対応」「価値の共有」を図り「多数の市民の意見を聞く姿勢」のもと，概ね良好な結果が得られていることが見出された。その際，専門的職能としての「規格司」によって住民の声を掬い上げる「仕組み」があることがわかる。また，URS の経験を踏まえて，文化局は新たな施策としての「老房子（古民家）再生プロジェクト」によって，文化資産を活かしたまちづくり行政を推進していることが明らかとなった。

表 3-3　URS に関するヒアリング結果

キーワード	記号	言説（ヒアリング内容）
空き家問題	CCU2-01	林建元・台北市副市長（当時）が海外の政策もレビューし共通する都市的課題として空き家問題に気づいた。
Beautiful Taipei	CCU2-02	花博を控え、スローガンBeautiful Taipeiが掲げられ、空き家を積極的に地域に開いていくURSが組み込まれた。
再開発手法への批判	CCU2-03	当時、スクラップアンドビルド型の再開発に対して（反対の）議論があった。
都市更新所の訳文	CCU2-04	通常、都市更新所は、Urban Redevelopmentとなるが、Urban Regeneration Agencyとした背景もあった。
暫定利用	CCU2-05	URSはもともと暫定利用として、その時々の課題に柔軟に対応した使い方をするものだった。
都市のお灸	UD2-01	都市発展局の林崇傑所長（当時）が「都市のお灸」と言い古い街並みの流動性を高め、保存しようした。
キーパーソン	CL3-01	林崇傑先生がURSプロジェクトのキーパーソン。
URSの目標	CCU2-06	迪化街では産業が衰退し、2010年までに空き家が増加しており、空き家を減らすことが課題だった。
寄贈と所有	CL3-02	市政府は市民から寄贈を受けた建物を多く所有している。
空き屋運用のノウハウ	CCU2-07	TDRによって、民間から寄贈された、または民間所有の空き家を台北市が所有した時、活用のノウハウがなかった。
URS以前の経緯	CCU2-08	（活用方法について）大学に委託したり、民間の事業者に委託したりした。2008年頃から開始。
ワークショップ	UD2-02	空き屋を利用して何ができるか、学生と一緒にワークショップをやって、色々な考えが生まれた。
大学による運営	CCU2-09	（最初のURSとして）URS127は最初、淡江大学に駱先生がいた時、建築学科のチームが運営していた。
所有から運用へ	UD2-03	TDRにより台北市がもらった迪化街にある建物を利用して、URSの基地を五つ、運用し始めた。
アート主導型の都市再生	CCU2-10	URSは都市再生前進基地という名前だが、当初の都市発展局の政策意図は、アート主導型の都市再生だった。
地域全体の活性化	CCU2-11	都市発展局の思惑としては、地域全体の活性化に繋げようという狙いだった。
家賃無料の仕組み	UD2-04	無料で提供している場所なので、当初、非営利的な使用が条件だった。
入居条件	CL3-03	入居条件は、一部開放して、町の人が使えるオープンスペースにすること。
場所の方向性	CL3-04	都市更新所と専門家の元、その場所がどうあるべきか、おおよその方向性を決める。
入居者の審査会	UD2-06	半年に一回、五施設に入居するチームに審査会をやり、街づくりへの貢献度や効果を評価。
商用化の面積	CL3-05	家賃免除のため、全てを商用化してはダメで、商用化する面積割合が決められていた。
契約期間	UD2-08	初年度の契約は二年で、二年後、審査を受けて合格できたら、三年間更新できる。更新は二回までで、最大八年。
URSの効果	UD2-09	五つのチーム以外にも若い創作者が迪化街に入ってくれるようになった。
URSの効果	UD2-10	元所有者の二代目、三代目の海外居住者が、故郷が元気になったことで、帰国して活動をしてくれるようになった。
課題	UD2-12	色々なURSの取り組みを活性化したが、賑やかになったものの、使われていない空間もある。
課題（運営コスト）	UD2-13	入居チームは、公益団体だったり、研究目的の学生のため活性化が上手くいかなかった。
課題（運営コスト）	UD2-14	家賃が無料とはいえ、一般のチームに入ってもらい、稼いでもらわないといけない。
入居条件の改善	UD2-15	台北市と中央政府の財政部署とすり合わせて、一階店舗の30%までは営利目的で使って良いと決めた。
運営状況	UD2-18	修繕時に、所有者と揉めていたとか、周辺住民と波乱万丈な過程もあったが、今はみなさん上手く運営している。
文化局への移管	UD2-19	2010年から都市発展局が始め、2020年から文化局に移管。
市長の独断による不満	CL3-06	2019年、柯文哲市長が、URS27W,127,155,329は全て歴史的建造物なので、文化局が管理すれば良い、と独断で文化局に押しつけられた。
文化財未満の建物の再生	CCU2-12	文化局への移管には、文化財に指定される程では無いが、それなりの歴史的価値がある古い空き家に、補助金を出して修復させる意図があった。
所有者	UD2-20	URS計画の中では台北市政府が所有していないものもある。
URSの名称変更	CL3-09	URSとして2019年まで、2019年以降は言い方が変わった。
住民とのズレの認識	CL3-10	実際には地元住民の思いとズレがあることも事実。
現状評価	CL3-12	文化局としては住民が実際に何をこの場所に期待しているのか、調整できた。今は安定して運営ができている。
文創と地価高騰	KS3-01	迪化街では、文創産業が増えることでジェントリフィケーションの問題があり、既存の問屋街が変貌している。
真実性の問題	KS3-02	文創産業に使われることで、伝統的な3棟構成の空間がなくなってきており、オーセンティシティの問題がある。

表 3-4　TDR および URS の評価に関するヒアリング結果

キーワード	記号	言説（ヒアリング内容）
実験的な試み	CCU3-01	再開発を進める際、地域で反対意見が出る中、拠点としてのURSを通して合意形成を進めるための社会実験だった。
同上	CCU3-02	実験なので、必ずしも全ての事例が成功する保証は無い。
地域への種蒔き	CCU3-03	林建元先生が副市長だった際、タクティカル・アーバニズム的な、地域に様々な種を蒔き、合意形成を促す考え方だった。
文化拠点	CCU3-04	各URSは対処すべき地域の文脈は異なるが、文化資源に乏しい地域において、拠点として使いたいという目標。
まちづくり	UD3-01	都市の再々開発の一番大きな目的はまちづくり。
街の活性化	UD3-02	TDRを運用するのが目的では無くて、制度を通して街を活性化するのが目的。
開かれた場所、討論の権利	CL3-01	URSの重要な意味は、街の一カ所を開放して、公益性に対して討論できる権利があることを住民に気づかせること。
制度の不完全性	UD3-03	TDRで全ての問題が解決できる訳では無い。
同上	UD3-05	一つの制度や仕組みが正解として全てに当てはまることは決して無い。
価値の共有	UD3-04	開発業者に都市発展局が大事にしている価値を理解してもらうこともすごく重要。
事例ごとへの対応	UD3-06	本当にケースバイケースで、各事例でネックとなっている問題を解決していかなければならない。
多数の意見を聞く姿勢	UD3-07	大多数の人の意見を聞き入れて、制度を運営していきたい。
市民の声を聞く姿勢	UD3-08	法律自体はなかなか動かないが、裏にある違う立場の市民の声、要望に応えないといけない。
ズレの認識	CL3-02	URS27W蔣渭水基金会による映像実験室など、できることの落差もあったことは事実。
現状評価	CL3-03	市民の期待を汲んで頑張ってきた。近隣の反応は概ね良好と言えるのではないか。
仕組み（職能）	UD3-09	民間の専門的職能として「規格司」を置き、行政が経費を出して依頼をしている。
仕組み（職能）	UD3-10	規格司は市民に文化資産の価値を説明したり、都市再開発の意味、裏にある理由、経緯を分かりやすく説明する。
仕組み（職能）	UD3-11	専属で地元住民とコミュニケーションの取れる関係を築くポジションができている。
古民家再生プロジェクト	CL3-04	市政府が所有しているものの、修繕の経費は無いため、修復して、維持管理をしてくれれば、家賃を無料にする制度。
同上	CL3-05	商用化部分は面積を設定しておらず、100%商用空間にしても良い。
同上	CL3-06	建物の所有は、文化局、他の部局のほか、中央政府が所有しているものもある。
同上	CL3-07	文化局で一括して管理マッチングしているものが25ヶあり、文化局としては一番重要なプロジェクト。
同上	CL3-08	修繕することで家賃がタダになること、必ず地域の文化を語ること、商業運用ができること、以上が特徴。

4. 迪化街の亭仔脚における使われ方の実態

4.1 亭仔脚の構造と意匠

亭仔脚をもつ建物は，木造，レンガ造，鉄筋コンクリート（RC）造に大別されるが，木造の建物でも亭仔脚の部分はレンガ造となることが多い。これは沿道の景観を整えると同時に防火上の意義もあり，一種の防火帯としての役割も期待されていたと考えられる。大正前期までの木造，レンガ造では平屋，2 階建が大半だが，大正後期には 3 階建も多くなり，昭和初期には RC 造が主流となる。さらに，1945 年以降も亭仔脚をもつ建物はつくられ，より高層化したものも建設された。（**図 4-1**）

基本的に沿道のみが立面となり，平屋の場合は亭仔脚の上を主屋根が覆い，2 階建以上になるとパラペットを立ち上げて「牌楼式」と呼ばれるファサードがつくられ，頂部には「女児牆」と呼ばれる装飾が施される[注 12)]。

レンガ造では，その構造的特性からアーチが見られる。道路側の立面にも，亭仔脚内の隣地との境界壁にもアー

チが現れ，これが立面では連続的なリズムをつくり，また亭仔脚内では歩行者の進行方向に奥行きをつくり，いずれも景観の主要な要素となっている。水平の梁の場合でも天井面より下がる形になるので，亭仔脚内に囲われた空間をつくり，立面でも亭仔脚内でもアーチに準じた景観上の効果をもたらしている。

外部仕上げはレンガと「洗石子」と呼ばれる洗い出しが大半である。大正期まではレンガの赤と洗い出しの白を組み合わせた，いわゆる辰野式が目立つ。RC 造では洗い出しが主流となり，種石と顔料で色を付けたものも見られる。洗い出しの左官仕上げにはきわめて手の込んだものが見られ，「牌楼式」ファサードの細部はこれでつくられている。構造上主要な柱は隣地との境界に立ち，建物本体からのアーチや梁とつながる角柱である[注 13)]。

床はレンガ，タイル（平瓦），洗い出し，人造石研出し（人研ぎ）のいずれか，またはそれらが組み合わされて舗装・装飾される。歩行者の視界の多くが路面に注がれることを考えると，歩行者空間を楽しく親密に感じさせる演出といえる。天井は上階の床の根太が現れたもの，白ペイント等で，照明が付く。吊下照明の吊り元はしばしば石膏で装飾される。その他，看板や提灯を下げたりする吊り元が設置されている。

木造・レンガ造・中 2 階建（柱・界壁：レンガ，床：人研ぎ，天井：丸太根太，店舗壁面カウンター，ベンチ，テーブル，イス，道路上駐輪スペース）

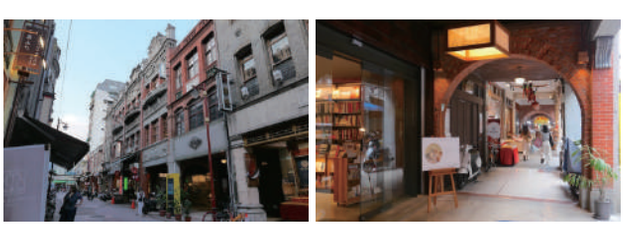

レンガ造・3 階建（柱：レンガに洗い出し持送り，界壁：レンガアーチ，床：人研ぎ，天井：木板，店舗前にイーゼル・パネル，植木鉢，吊下照明）

RC 造・3 階建（柱：洗い出し，床：人研ぎ色分けパターン，天井：白ペイント，吊下照明，突き出し看板）

図 4-1　建物の外観と亭仔脚の構造・意匠

4.2 亭仔脚の空間と人々の行動

1) 中間領域としての亭仔脚

表 4-1 は亭仔脚の空間の特徴を列記したものである。

亭仔脚内に歩行の障害物となる物品を置くことは禁止されているが，実際はさまざまな物とそれにともなう人々の行為が見られる[注 14)]。

表 4-1　亭仔脚の空間の特徴

場所としての特徴 1) 私有地でありかつ公的空間である，2) 隣地と連続して歩廊として機能する
場所の条件から導かれる断面（立面）の特徴 3) 壁面線が揃う，4) 地上階の軒高が揃う
沿道の立面の特徴 5) 間口がほぼ一定で規則性がある，6) 柱が一定間隔で立つ
意匠，設備の特徴（私有地の自由度） 7) 床が舗装される，8) 柱等は類似するが細部が異なる，9) 店舗の壁面にカウンターが設置される，10) 天井は漆喰等で装飾され照明等の設備が付く，11) コンセント，水道栓，排水口等が設備される
空間的特徴がもたらす出来事 12) イス，テーブル，ワゴンなどが持ち出される，13) 室内の物，行為，匂いがあふれ出す，14) 歩行者の視覚，嗅覚を刺激する，15) 歩行者が店内を通り抜ける，店をのぞき込む感覚になる，16) 室内には雑踏の景色が飛び込んでくる，17) 井戸端会議の場となる

商店前では商品陳列棚に移動可能な車輪が付けられ，開店とともに並び閉店とともに片付けられる。飲食店前ではイスやテーブルが食事時になると並び営業が終わると片付けられる。また多くの商店が，イスや立て看板，観葉植物等を店の前に並べ，店舗前の環境を演出している。このように亭仔脚内では 1 日のうちに物による空間の組み替えが見られる。さらにこれらの環境を実現するために，電源や水道栓，照明などが建築に固定した設備として準備されている。

亭仔脚内で見られるさまざまな物と人々の行為は，そこが車道から隔てられた安全な歩行空間であり，雨からも日射からも歩行者を守ることによる。また店舗内とも異なり，購入を決めていない歩行者に対して，気軽に商品をアピールできることにもよる。つまり亭仔脚内が車道でも店内でもなく，また歩道であり店舗の延長でもある中間的な領域であることに起因している。なおこのことを考えるとき，亭仔脚と道路の境界に立つ柱の存在は重要である。吹き放しではあっても，柱があることで境界の位置がはっきりし，心理的にも領域を意識させる。柱頭や持送りに施された装飾も，中間領域としての心理的な効果を助けている。

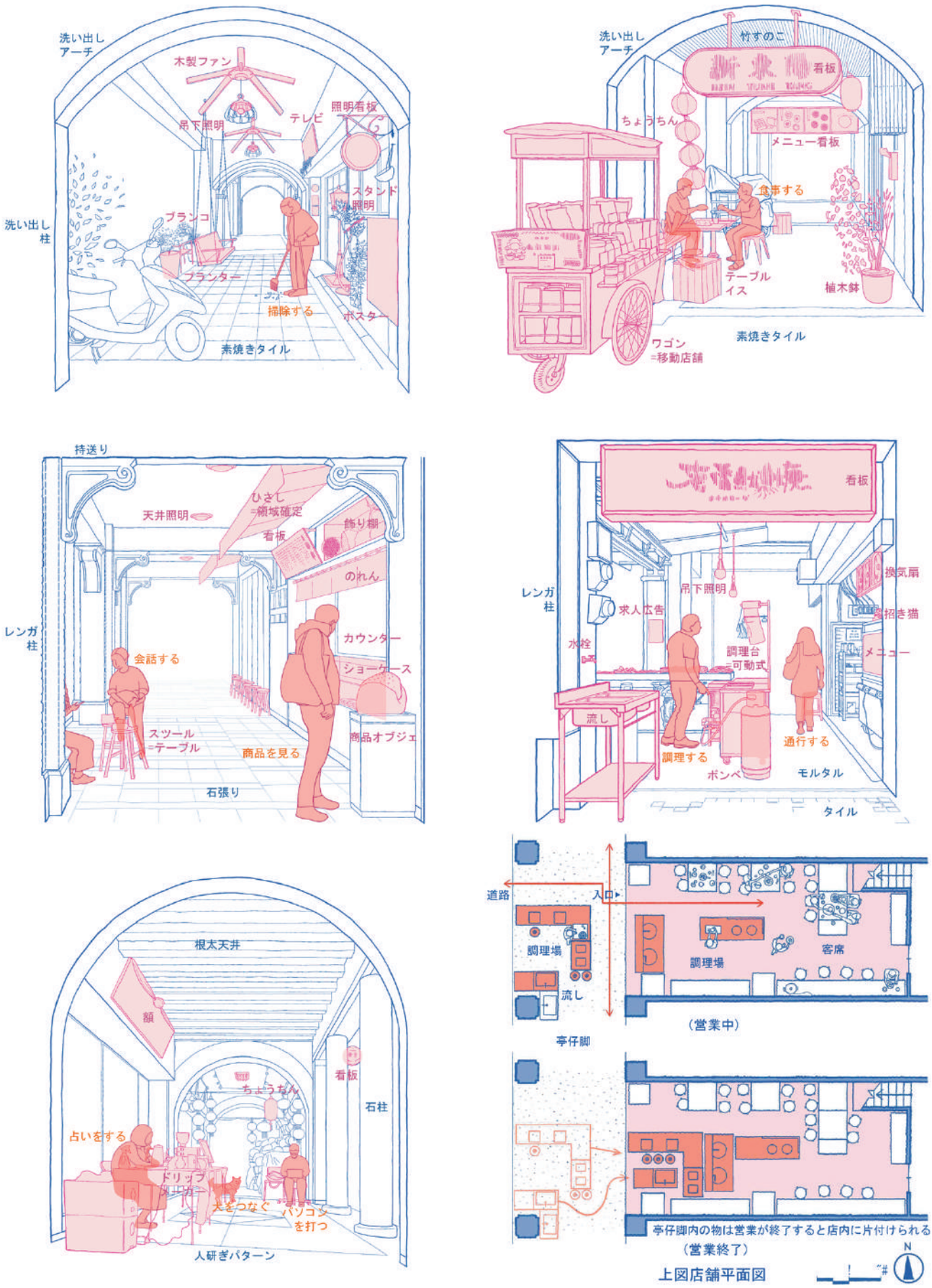

図4-2　亭仔脚内のアトラクターとアクティビティ

2)亭仔脚内のアトラクターとアクティビティ

亭仔脚内に見られるさまざまな物を，行為を誘発するアトラクター，それにともなう行為をアクティビティとして要素を抽出し，類型化したのが**表 4-2**，図化したのが**図 4-2** である。亭仔脚内では歩行空間としての目的に必ずしも合致しない物が持ち出され，人が滞留し，さまざまなふるまいが起きていることがわかる。

表 4-2　亭仔脚内のアトラクターとアクティビティ

アトラクター		
	建築に固定している物	可動式の物
看板等	吊り看板/突き出し看板/額型看板	立て看板/メニュー表/商品オブジェ/のれん
家具等	カウンター/ショーケース/固定棚/ブランコ(ベンチ)	ワゴン/商品ラック/カート/イス/テーブル/ベンチ/植物プランター
照明	吊下型/天井付型/壁付型	スタンド型/ちょうちん
日除	すだれ/布ひさし	
設備等	水道栓/排水枡/電源コンセント/スピーカー/天井ファン	マット/調理台/流し台/ガスボンベ
その他	段差注意喚起/領域確定のための布/木製デッキ	バリケード

アクティビティ
商品を見る/腰かける/会話する/食事する/調理する/占いをする/物に寄りかかる/カートを押す/犬をつなぐ/掃除する/歌を歌う/楽器を演奏する/作業をする（パソコン等）

亭仔脚内のアトラクターとアクティビティに関連して，その空間の性格が建築の一部として典型的に現れているのが，亭仔脚に面したカウンターである。テイクアウトの飲食物を扱う店などに見られ，亭仔脚に面してショーケースやメニュー表を用意し，商品の注文，受け渡しを行う。店内に広い売り場がある場合でも，それとは別に亭仔脚に面した窓口を設けている例もあり，歩行者が足を止めるだけの簡便さを活かしている。

また一品が安く，客の滞留時間も短い気軽な飲食店では，しばしば調理場が最も亭仔脚に近い位置に設けられている。この配置は高温多湿な環境，奥行きの深い平面で，熱気，湿気を排出するためと考えられるが，厨房が外面にあることで，通行する人々の視覚と嗅覚に訴えかけ客を呼び込む効果がある。誘われた客は厨房の横を通って店内へと導かれる。こうした店では，亭仔脚内にイスやテーブルを出していることも多く，まるで客が食事する店内を通行人が通り抜けるような光景が展開する。一般に建築計画学では，動線の交錯は望ましくないとされ，客と従業員，食事をする場所と調理場とは分けることとされているが，亭仔脚内ではこの教則が当てはまらず，そこでは客と従業員ばかりか通りがかりの歩行者までをも巻き込んで動線が交錯している[注 15)][注 16)]。

5. 結論

5.1 亭仔脚のある街屋（アーケード付商業等建築）の現代的価値

台湾における亭仔脚は長い歴史を有しているが，それを有する建物の評価は，一定であったわけではない。日本統治時代は亭仔脚の設置が義務化され，市区改正による道路に沿って亭仔脚のある建物が並ぶ統一感のある街並みが形成されたが，1970 年代から 80 年代にかけては道路の拡幅計画などに伴い取り壊しも検討された。また，そこで営業する商店も陳腐化し，旧態依然とした活力のない街と見なされた時期もあった。

しかし，1980 年代後半からの民主化の流れと平行するように，台湾らしさを求める中で価値の見直しが進み，文化資産保存法の改正によって文化財としての認識も広まった。また，これらの建物を都市計画上の資源と捉え，容積率移転をはじめとした，保存のための施策も整えられてきた。さらに，2010 年の文化創意産業発展法の公布と合わせ，その再生・活用が既存の資源に新しい価値を付加するモデルケースともなり，文創のインキュベーションの場ともなっている。再開発とは異なる都市再生の方法を試みる，世界的なサスティナビリティの潮流からも評価できるだろう。

歩行者のみが通行し，道路上でもなく店舗内でもない，中間領域である亭仔脚内では，通行する人に向けていろいろなモノ（アトラクター）がセットされ，それに誘発されてさまざまなコト(アクティビティ)が起きている。亭仔脚に面したカウンター，亭仔脚側に調理場がある飲食店舗プラン等は，亭仔脚の空間性が生み出した建築計画といえる。亭仔脚では歩行と滞留が混在しており，そのことこそが，亭仔脚という空間を定義している。亭仔脚におけるアクティビティの混在が台湾ならではの活気を生み出しているとも考えられ，亭仔脚が台湾に根づいていることで，それは有形の建築物としての価値だけでなく，台湾独特のアクティビティを生み出す，いわば無形の価値もあるといってよいだろう。

5.2　台湾における取り組みから得られる防火建築帯，防災建築街区の更新への示唆

日本における防火建築帯，防災建築街区の更新に向けた知見を以下に整理した。

1）制度の柔軟性：台湾では実験的な試みから始めて，その都度，軌道修正を加えながらアップデートするところに特徴が見られる。施策の妥当性・有効性を検討し，その上で運用することは，もちろん求められることではあるが，日本ではスピード感を伴わない検討の末，いざ運用しようとした段階では時代遅れになっている，ということはしばしば聞くところである。

2）地域住民の意見を掬い上げて施策に反映する仕組み：

多様な意見を持つ住民の声を拾い上げるため，地域ごとに専門的職能を配置し，難解になりがちな施策の意図を丁寧に説明することで，ボトムアップ型のまちづくりを推進する仕組みが見られた。このことは，民主的な政治システムが都市計画，まちづくり分野においても有効に機能していることの表れで，参照すべき仕組みと思われる。一方で，日本においてはまちづくりについて市民が意見を述べ，届ける先の整備が不十分であり，かつ，自治体においては，人口減少，物価上昇期における財政の厳しさは聞こえてくるものの，地域特性を反映した都市ビジョンが提示されているとは言い難い。なお，近年，台湾では，国民が公共政策に参加するプラットフォームとして「公共政策網路參與平臺（通称：ジョイン）」を構築した[注17)]。自身の発議から政策が変わり得ることを実感できる民主的な手法と言えよう。

3) 事業者に対する信頼：ヒアリングからは自治体職員が民間事業者に寄せる信頼の強さが感じられた。また，委託を受けた民間事業者が商業床も含めて，文創によるアート的用途の事業を運営して，路面空間が街に開かれている状況が，亭仔脚を有した街路に賑わいをもたらす状況が見られた。日本における指定管理者制度に見られる，請負的に感じられる運営と異なり，台湾におけるパートナーとしての信頼関係と自由な提案のし易い雰囲気の構築は参照すべき方法と思われる。

4) 自治体のまちづくりの目標への意思：困難に直面することの多いまちづくりの現場において，自治体職員自身がまちづくりの本来の目標に立ち返り，事業者や住民への丁寧な説明から，街を良くしていこうというシンプルでぶれない姿勢を有し，事業を推進するあり方は自治体に対する信頼が高まる姿勢と思われる。

5) 課題：一方，地域の価値の高まりに伴い，家賃の上昇等により，それまでの住民や商業が排除されるジェントリフィケーションの問題が指摘された。さらに用途の転用によって，一進，二進，三進と中庭からなる伝統的な空間構成が失われることで，文化財としてのオーセンティシティの問題も生じている事は課題として指摘された（**表 3-3**，KS3-01,02）。

実際に，沼津の防火建築帯において 6 街区のうち 1 街区が建て替えられることとなり，2024 年 8 月 27 日に解体前の見学会が開催された。別街区で準備組合の話し合いが進められていると聞くが，建て替え予定の建物のパースを確認すると，アーケード街の連なりは失われ，道路境界線に対してセットバックしていることが読み取れる。また，コンバージョンによる検討は十分になされなかったと聞く。他都市の防火建築帯，防災建築街区も含めて，今後，既存建物を価値と捉え，台湾に見られる施策や仕組みを参照とした設計手法の検討も求められる。

＜謝辞＞

以下に挙げる皆様にはヒアリング等で多大なご教示，ご示唆を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。臺北市政府 都市發展局　林芝羽副總正工程司,孟明蓁正工程司,楊子嫻股長，都市更新處 鄭萬羽股長,臺北市政府文化局 文化資產科 邱雅亘科長，謝易汝聘用企劃師，通訳 詹慕如氏，東京大学都市工学専攻 蕭耕偉郎准教授，合同会社流動商店 三文字昌也共同代表，中國文化大學建築及都市設計學系 鄭人豪助理教授（元・臺北市政府都市發展局正工程司），駱又誠助理教授，武蔵野大学 片倉佳史客員教授，常葉大学 若松大祐准教授

＜注＞

1) 亭仔脚 Ting-a-kah は台湾語であり，現在の公用語である台湾華語では騎楼 Qí lóu と呼ばれる。法規上も騎楼が用いられるが，本稿では日本統治時代の建築規則で義務化されたという歴史的経緯に基づき，当時の用語であり，現在も歴史研究上では多く使われている亭仔脚を用いることとする。

2) 戦後の RC 造の建物では道路側を片持ち梁とし，柱を省略したものもある。

3) 文献 5 によれば清朝時代の 1887 年に亭仔脚を設けることが一部で義務化された。

4) これ以前から亭仔脚のある建物，連続する街並みはあったが，各地に現存するような景観は，市区改正事業とともに普及していったと考えられる。市区改正の先駆けとなった台北では，1905（明治 38）年に計画が決定し，大正期までに順次実施されていった。現行の建築技術規則建築設計施工編，台北市建築管理自治条例でも騎樓の仕様について細部まで規定しており，特に幅員を 3.64m としているのは，日本統治時代の 12 尺がそのまま継続適用されていると考えられる（臺北市法規查詢系統ウェブサイトおよび臺北市政府都市発展局におけるヒアリング（2023 年 12 月 25 日））。

5) 街屋の奥行はしばしば間口の数倍から十数倍もある。奥に向けて複数の棟が中庭を挟みながら並び，亭仔脚のある最も道路側の棟を第一進，中庭を挟み，次の棟を第二進，さらに中庭を挟み，三番目の棟がある場合は第三進と呼ぶ。木造の場合，各棟は間口方向には 1 本通しの桁，母屋が並び，棟を 5-6m 程度の合理的な高さとすることが多い。

6) 文献 9)10)等をもとに作成

7)「多元文化の発揚」は，民主化を背景とした，台湾独自の姿勢を求めるいわゆる本土化（台湾化）と関連している。

8) 近年では 1945 年以降の建築物も積極的に保護され，「歴史建築」は 350 件を超えている（国家文化資産網 2024 年 10 月時点）。またかつてのスクオッターが「聚落建築群」となるなど（台北「宝蔵巌聚落」）文化財の対象が拡大している。

9) 文創法の施行前から，台北中心部にある酒造工場跡を再生した「華山 1914 文化創意産業園区」が成功し，煙草工場跡を再生した「松山文創園区」等が続く。大規模な近代化遺産の再生は，都市的なスケールでの賦活に波及している。ま

た，台中の「審計新村」「緑光計画範特喜文創聚落」等，1945年以降の建物でも再生・活用されている点は先進的である。

10) 文献 11)17)18)等をもとに作成

11) 国家文化資産網 2024 年 10 月時点

12)『百年 大稲埕郭怡美』大家出版，2024

13) 大渓や三峡では，主要な柱以外に間口に補助的に立てられるものが見られる。間口を支える独立柱であり，主要な柱と意匠を揃えた角柱の場合と，独自の柱頭と礎盤をもつ洗い出し仕上げの円柱の場合がある。レンガ造の場合には，間口が広いとアーチの角度と高さに不都合が生じるので，これを解決するために補助的な柱を立ててスパンを縮め，アーチの角度を確保しつつその高さを抑えたものと考えられる。

14) 亭仔脚の亭という字には，あずまやという意味がある。一般にあずまやは庭園等で眺望や休息のために設けられた，柱で支えられた屋根をもつ吹き放しの空間である。亭仔脚も都市におけるあずまやと考えれば，そこにイスを並べ，人々が談笑する光景は容易に想像できる。

15) こうした店ではしばしば飲み物の持ち込みが許されている。屋外で食事をする感覚に近いのかもしれない。

16) 亭仔脚はバリアフリーの観点からは問題もある。亭仔脚内に置かれた物品の他，隣棟との高低差による段差は歩行の障害となる。この段差は亭仔脚が建築物の一部であることによるもので，境界は擦り付けられていることもあるが相当な勾配が生じている。亭仔脚には室内と連続的な床面をつくるための水勾配もある。実態として，亭仔脚のある街並を文化資産として認識，保全，活用し，観光客も多い台北迪化街，大渓，三峡などでは歩行・回遊空間となっているが，他の多くの老街では亭仔脚はバイクの置場，駐車スペースの一部，私有物の放置場となって通り抜けが困難になっている。ときには壁を立てて完全に通行を塞いでしまう場合もある。迪化街の位置する大稲埕地区でさえこのような状況は見られ，必ずしも歩行空間として機能しておらず，ましてや回遊・交流空間とは言えない状況もある。

17) 2024 年 10 月に台湾在住の片倉佳史氏を講師としたレクチャーで紹介があった。「ジョイン」は国家発展委員会によって 2015 年より実施され，自身の施策アイデアを提案し，60 日以内に 5000 人以上の賛同が得られた場合，自治体の所管部局は 2 ヶ月以内に書面で回答しなければならない，という仕組みである。https://join.gov.tw

＜参考文献＞

1) 脇坂圭一， 土屋和男， 天内大樹， 柳沢 究：地方都市中心市街地の持続可能性に向けた防災建築街区等の更新に関する研究，日本建築学会大会梗概集，pp.287-290，2018.9

2) 土屋和男， 脇坂圭一：防火建築帯・防災建築街区の更新に向けた台湾の亭仔脚の空間構成との比較研究，日本建築学会東北支部研究報告集，Vol.86，pp.71-78，2023.6

3) 郭中端，掘込憲二：台湾の都市計画法と亭仔脚，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.1449-1450，1977

4) 越沢明：台北の都市計画 1895-1945 年 日本統治期台湾の都市計画，日本土木史研究発表会論文集，第 7 回，1987

5) 黄俊銘，泉田英雄：台湾における劉銘伝の町並み開発及び亭仔脚の法令化について，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.5-6，1990.10

6) 泉田英雄，黄俊銘：屋根付テラスと連続歩廊の街並み景観について 東南アジアの植民地都市とその建築様式に関する研究 その 2，日本建築学会計画系論文集，No.458，pp.145-153，1994.4

7) 西川博美，中川理：日本統治期の台湾における軒下歩道の利用と管理，日本建築学会計画系論文集，No.699，pp.1265-1272，2014

8) 茂木計一郎：騎楼型民居の構成に関する研究，住宅総合研究財団研究年報，No.18，pp.309-323，1991

9) 宮畑加奈子：台湾文化資産保存法における歴史的，文化的価値を有する「建築物」概念の変容について，広島経済大学研究論集，pp.95-111，2015

10) 宮畑加奈子：台湾文化資産保存法改正(2016)の概要について，広島経済大学研究論集，pp.177-183，2017

11) 李東明：台湾における亭仔脚付き街屋建築の研究，日本工業大学大学院博士論文，2001

12) 林崇傑：容積移転からみる都市歴史地区における景観形成メカニズムに関する研究，台北市迪化街地区の景観再生と都市保全，東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士論文，2007

13) 柏原 沙織，楊 惠亘，鈴木 伸治，窪田 亜矢：台北市大稲埕における歴史保全ツールとしての容積移転の運用とプロセス 容積送出敷地の歴史的環境に与える影響に着目して，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.50，No.3， pp.480〜487，2015.10

14) 蕭 閎偉，城所哲夫，瀬田史彦：歴史的街区における容積移転制度の導入の意義と課題の解明，日本建築学会計画系論文集，Vol.82，No.742，pp.3147〜3157，2017.12

15) 蕭 閎偉：台北市迪化街の歴史的保全地域における容積移転の運用実態とそれに伴う地域の変容に関する研究，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.54，No.3，pp.1452〜1459，2019.10

16) 林崇傑：創造都市による台北市の都市再生活動，環境と公害，No.40，pp.14-20，2011

17) 台北市政府都市発展局：大稲埕都市再生策略 都市再生前進基地推動計画，2017（2023.12 ヒアリング時受取資料）

18) 台北市政府都市発展局：台北市容積移転與文資保存相関案例/経験分享，2023（2023.12 ヒアリング時受取資料）

＜研究協力者＞

静岡理工科大学脇坂研究室 伊藤勢来，梅田怜緒，常葉大学造形学部 吉野芙祐，常葉大学非常勤講師 吉川文崇